2-7　泌尿器：手術検体

・腎、尿管、膀胱は開いて、固定用貼り付け板に貼り付けて固定してください。

・貼り付けに使用する板は、ゴム板が推奨されます。
　検体を貼り付けた面を上にして、固定容器に沈めてください。

・尿管断端等は、真の断端がわかるよう、マーキング糸などをつけてください。
　また、依頼書への記載もお願いいたします。

・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。

2-8　泌尿器：生検検体

・前立腺針生検検体は、伸展して濾紙に貼り付け、固定容器に入れる方法が推奨されています。その際、検体の乾燥にご注意ください。

・組織が十分採取できていない可能性のある微小検体については、依頼書にご記載ください。

・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。

2-9　呼吸器：手術検体

・肺の摘出検体は、気管支からのホルマリン注入が推奨されています。
・検体が固定液に浮いてしまう場合は、液面にガーゼ等を広げてかぶせてください。
　スポンジ素材の青い貼り付け板も使用可能です。
・検体の上にゴム板を乗せ、固定容器に沈める操作はご遠慮ください。
　検体がつぶれて変形し、適切な標本作製がおこなえなくなる可能性があります。
・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。
　推奨される固定時間については別紙２をご参照ください。

2-10　呼吸器：生検検体

・小さな生検検体や針生検検体は、濾紙に貼り付け、固定容器に入れる方法が推奨されています。その際、検体の乾燥にご注意ください。
・組織が十分採取できていない可能性のある微小検体については、依頼書にご記載ください。
・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。
　推奨される固定時間については日本病理学会発行のゲノム研究用・診療用病理組織検体取扱い規定（https://pathology.or.jp/genome_med/elearning.html）をご参照ください。

2-11　リンパ節生検

・どの部位のリンパ節であるかご記載ください。
・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。

2-12　皮膚

・複数部位から採取される場合、1 検体 1 容器とし、依頼書と検体容器（本体側）のそれぞれに採取部位や番号をご記載ください。

・依頼書にはシェーマを記載し、病変部がわかるよう図示してください。

・向きの指定のある検体の場合、依頼書のシェーマに図示してください。
また、検体の向きがわかるよう、マーキング糸などで目印を付けてください。

※検体に糸やクリップがある場合でも、依頼書に方向指示の内容の記載がなければ、検体処理・診断に関与しないものと判断し、問い合わせ確認等はせずに標本作製を進めますので、ご注意ください。

・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。

2-13　その他：耳鼻科、歯科、口腔、骨、軟部など

・左右口蓋扁桃（+アデノイド）は、1 オーダーにまとめての提出をお願いいたします。

・切除検体の場合、依頼書にはシェーマを記載し、病変部がわかるように図示してください。

・向きの指定のある検体の場合、依頼書のシェーマに図示してください。
また、検体の向きがわかるよう、マーキング糸などで目印を付けてください。

※検体に糸やクリップがある場合でも、依頼書に方向指示の内容の記載がなければ、検体処理・診断に関与しないものと判断し、問い合わせ確認等はせずに標本作製を進めますので、ご注意ください。

・骨を含む検体の場合、脱灰操作が必要になるため、通常よりも標本作製に日数を要します。

・組織が十分採取できていない可能性のある検体については、依頼書にご記載ください。

・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。